

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	母子保健事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いわき市は母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

いわき市長

公表日

令和5年6月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)に基づき、母子保健事業を行う。</p> <p>【内容】 1 保健指導の実施 2 新生児の訪問指導の実施 3 健康診査の実施 4 妊娠の届出に関する事務 5 母子健康手帳の交付に関する事務 6 妊産婦の訪問指導に関する事務 7 低体重児の届出に関する事務 8 未熟児の訪問指導 9 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 10 養育医療給付台帳の整備 11 母子保健法の規定による養育医療に関する事務 12 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 13 番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。 14 現行の窓口や郵送での書類の受入れ以外に、「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」から基幹システムに転記し、その請求に係る事務についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。</p>
③システムの名称	保健事業システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の第26の項、56の2の項、69の2の項、87の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19、30、38の3、44条</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の第69の2の項、70の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38の3、39条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こどもみらい部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	情報公開センター【総務部総務課】 〒970-8686 いわき市平字梅本21 他、各支所等にある情報公開コーナーにより請求を受付
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こどもみらい部こども家庭課 住所：〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田191 電話：0246-27-8597

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5②所属長	こども家庭課長 藤田裕美子	こども家庭課長 武山忠弘	事後	
令和2年3月1日	II 1いつの時点の計数か	平成27年11月1日	令和2年3月1日	事後	
令和2年3月1日	II 2いつの時点の計数か	平成27年11月1日	令和2年3月1日	事後	
令和2年4月1日	I 4②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の第56の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の第70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条 	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の第26項、第56の2の項、第87項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の第69の2項、第70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条 	事前	
令和3年4月1日	I 5②所属長	こども家庭課長 武山忠弘	こども家庭課長	事後	
令和5年2月1日	II 1いつの時点の計数か	令和2年3月1日	令和4年12月1日	事後	
令和5年2月1日	II 2いつの時点の計数か	令和2年3月1日	令和4年12月1日	事後	
令和5年2月1日	I 関連情報 1. 個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		14 各種オンライン申請の受理、その請求にかかるとする事務についての審査またはその請求に対する応答に関する事務。	事後	
令和5年2月1日	I 関連情報 1. 個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健事業システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	保健事業システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年2月1日	B. 監査 実施の有無	<input type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 内部監査	事後	
令和5年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の第56の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の第70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条 	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の第26の項、56の2の項、69の2の項、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19、30、38の3、44条 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の第69の2の項、70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38の3、39条 	事後	
令和5年6月8日	I 関連情報 1. 個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	14 各種オンライン申請の受理、その請求にかかるとする事務についての審査またはその請求に対する応答に関する事務。	14 現行の窓口や郵送での書類の受入れ以外に、「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」から基幹システムに転記し、その請求に係る事務についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。	事後	
令和5年6月8日	I 関連情報 1. 個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健事業システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	保健事業システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	